

令和3年度

吉野北小学校における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条により、吉野北小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

先述の法により、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されています。また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行い、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行うこととなっています。

これを受け、本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

いじめ防止のための基本姿勢として次の5つのポイントを提示します。

- ・ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ・ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ・ いじめの早期発見のための取り組みや、保護者との連携を図る。
- ・ いじめの早期対応のため、当該児童の安全を確保するとともに、校内や各種団体と協力をして解決にあたる。
- ・ 学校と家庭が協力して、事後の指導にあたる。

2. いじめ対策のための校内組織の設置

「いじめ防止対策委員会」を「校内生徒指導部会」内に設置し、管理職、生徒指導主任、人権推進教員、養護教諭、当該学年教員、スクールカウンセラーが参加することを基本としますが、小規模校である本校の実態から、基本的に全職員で事案に対応します。

また、事象の重篤度によっては、教育委員会と協議しつつ調査組織を立ち上げる必要があり、専門知識を有する第三者の参画を検討します。

3. いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に関する取組

・いじめの未然防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組むため、豊かな心の育成のための学校教育活動全体を通じた包括的な学習活動を進めます。「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもてるように、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、人間関係を豊かにする特別活動や総合的な学習の在り方を探っていきます。

・いじめの早期発見

「いじめはどの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常観察を丁寧に行います。また、「いじめに関するアンケート」や「学校生活におけるアンケート」を実施し、いじめを訴えやすい体制を整えるとともに教職員が得た情報を交換する機会を月に1回、設け、早期発見に努めます。

・いじめへの対応

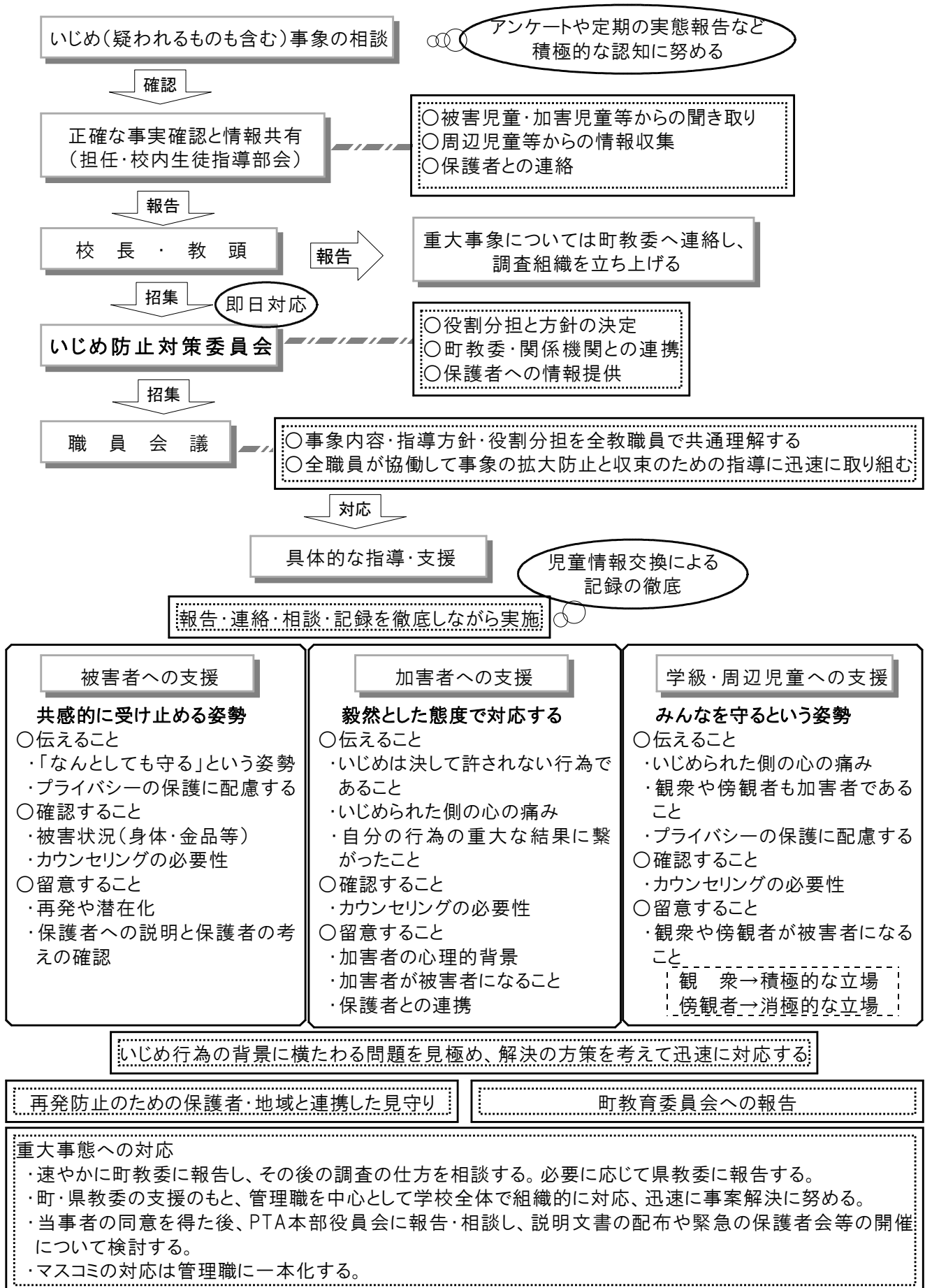
いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むことなく、「いじめ防止対策委員会」が中心となって対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたります。情報収集を綿密に行い、事実確認した上で、いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導します。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じた関係機関と連携します。

4. 家庭や教育委員会、関係機関との連携

・いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめに関する情報を適切に提供します。

・いじめにより、児童の生命、心身や財産に重大な被害が生じた疑いや、相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方を相談します。また、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。

組織対応の流れ



令和3年度 いじめ防止等に係る年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	職員会議	いじめ防止対策委員会①	いじめ防止対策委員会②	いじめ防止対策委員会③		いじめ防止対策委員会④
未然防止		(人権講話)	人権講話 野外学習 (5年)	人権講話 児童集会	平和への取組	
早期発見	(家庭訪問) 児童情報交換	児童情報交換	児童情報交換	希望 個人懇談会 児童情報交換		児童情報交換

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修		いじめ防止対策委員会⑤ 職員会議		いじめ防止対策委員会⑥		いじめ防止対策委員会⑦ 職員会議
未然防止	人権講話 修学旅行	人権講話	人権作文発表会 児童集会		人権講話	人権講話 児童集会
早期発見	児童アンケート実施 児童情報交換	児童情報交換	個人懇談会 児童情報交換	児童情報交換	学級懇談会 児童情報交換	児童情報交換

未然防止に向けて

認め合い支え合う集団づくり

- ・一人一人が所属感・成就感を味わえる学級経営
- ・「自己有用感」「自己肯定感」を育む授業開発
- ・つながり響きあう集団作りを意識した学校行事

人権意識の高揚と豊かな心の育成

- ・人権教育の充実
- ・道徳教育の充実

情報教育の充実

- ・情報モラル教育の実施

児童理解

- ・共感的な姿勢での児童理解

保護者・地域・関係機関との連携

- ・保護者への啓発と情報発信
- ・地域への情報発信と関係機関との連携

早期発見に向けて

情報の収集

- ・「いじめはどの子どもにも、起こりうる」という基本認識のもと、普段と違った様子・行動に気をつけて、教職員がいじめの萌芽に気づく力を高める。

- ・児童・保護者・地域からの情報収集
- ・県からのいじめアンケートの実施(1学期)
- ・生活アンケートの実施(2学期)
- ・学級懇談会・個人懇談会での話題提供

相談体制の充実

- ・相談しやすい雰囲気作り
- ・スクールカウンセラーの活用

情報の共有

- ・報告の徹底と、全職員による情報共有
- ・要配慮児童等の情報共有
- ・申し送り事項の確認と徹底